

# 住宅用火災警報器を設置していますか？

火災の早期発見により、逃げ遅れを未然に防ぐ「<sup>かなめ</sup>要」となる住宅用火災警報器は、あなたやあなたの家族の命を火災から守るために、大きな効果があります。

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が必要です。

本日、住宅用火災警報器の設置状況調査にお伺いしましたが、ご不在でしたので、チラシを投函させて頂きました。

職員が改めてお伺いさせて頂きますが、設置状況調査は下記のホームページからでも回答頂けます。調査へのご協力をお願いします。

「京都府・市町村共同電子申請システム」

<http://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto/navi/selMap.do>

右図は、2階建て住宅の2階に寝室がある場合の設置例です。

精華町においては、「寝室」、「台所」、「階段（2階に寝室がなければ必要なし）」が、住宅用火災警報器の設置義務箇所となっています。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先まで、お問い合わせください。



※ 住宅用火災警報器の未設置による罰則はありません。

精華町消防本部 予防課 予防係

電話 94-5119(代)

# 住宅用火災警報器、大丈夫ですか？

住宅用火災警報器は電池式のもの、AC100V式のものがあり、電池式のものにあっては当然ながら電池寿命があります。各メーカーとも電池が切れそうになった場合は、音や光で知らせるようになっています。その時は速やかに電池を交換しましょう。また、不在時等で、電池切れのサインを見逃している場合もあるかもしれません。そのような時のためにも、住宅用火災警報器の作動試験（押しボタン式、引きひも式等）で動作状況を定期的に確認して下さい。（故障等の確認も同様。）

せっかく住宅用火災警報器を設置しているのに、電池切れや故障では意味がありません。

家族の命を守る住宅用火災警報器を有効に作動できるように、日頃からの点検をお願いします。



精華町消防本部 予防課 予防係

電話 94-5119(代)